

令和 3 年

綾瀬市議会 1 2 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

| 番 号 | 題 名 | ページ |
|-----|---|-----|
| 議 案 | | |
| 5 6 | 綾瀬市市税条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 5 7 | 工事に関する基本協定の変更について（東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋りょう修繕工事） | 6 |
| 5 8 | 指定管理者の指定について（綾瀬市落合ふれあいの家） | 7 |
| 5 9 | 指定管理者の指定について（綾瀬市障害者自立支援センターばらの里） | 8 |
| 6 0 | 指定管理者の指定について（綾瀬市障害者自立支援センター希望の家） | 9 |
| 6 1 | 指定管理者の指定について（綾瀬西デイサービスセンター） | 1 0 |
| 6 2 | 指定管理者の指定について（綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設等） | 1 1 |
| 6 3 | 市道路線の認定について（R 2 7 0 - 2） | 1 2 |
| 6 4 | 市道路線の認定について（R 6 3 7 - 2） | 1 3 |
| 6 5 | 専決処分の承認について（令和3年度綾瀬市一般会計補正予算（第7号）） | 別 冊 |
| 6 6 | 専決処分の承認について（令和3年度綾瀬市一般会計補正予算（第8号）） | 別 冊 |
| 6 7 | 令和3年度綾瀬市一般会計補正予算（第9号） | 別 冊 |
| 6 8 | 令和3年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） | 別 冊 |
| 6 9 | 令和3年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） | 別 冊 |
| 7 0 | 令和3年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） | 別 冊 |
| 7 1 | 令和3年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第1号） | 別 冊 |

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第13項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合 3分の1

附則第19項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第20項中「この項及び次項において」及び「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第21項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第23項を附則第26項とし、附則第22項の次に次の3項を加える。

23 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第19項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

24 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽

自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第20項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 25 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第21項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第23項から第25項までの規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和3年11月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

工事に関する基本協定の変更について

東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋りょう修繕工事に関する基本協定を次のとおり変更します。

1 協定の相手方

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号

中日本高速道路株式会社

東京支社長 松井 保幸

2 事業に係る概算総額

変更前 199,332,100円

変更後 219,326,932円

3 変更理由

工事の施行に伴い、負担する費用が増額となり概算総額に変更が生じたため

令和3年11月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

令和元年6月21日に議会の議決を経た東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋りょう修繕工事に関する基本協定の概算総額を変更いたしたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 綾瀬市落合ふれあいの家
 - (2) 所在地 綾瀬市落合南1丁目3番33号
- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 落合地区社会福祉協議会
 - (2) 代表者 会長 永石 一矢
 - (3) 所在地 綾瀬市落合南1丁目3番33号
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
令和3年11月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市落合ふれあいの家の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 綾瀬市障害者自立支援センターばらの里
 - (2) 所在地 綾瀬市深谷南2丁目7番2号
- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 社会福祉法人県央福社会
 - (2) 代表者 理事長 佐瀬 睦夫
 - (3) 所在地 大和市柳橋5丁目3番地1
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
令和3年11月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市障害者自立支援センターばらの里の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 綾瀬市障害者自立支援センター希望の家
 - (2) 所在地 綾瀬市寺尾南2丁目3番39号
- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 社会福祉法人県央福社会
 - (2) 代表者 理事長 佐瀬 睦夫
 - (3) 所在地 大和市柳橋5丁目3番地1
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
令和3年11月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市障害者自立支援センター希望の家の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 綾瀬西デイサービスセンター
 - (2) 所在地 綾瀬市早川1485番地1
- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 社会福祉法人道志会
 - (2) 代表者 理事長 川邊 溪子
 - (3) 所在地 綾瀬市早川城山2丁目11番3号
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
令和3年11月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬西デイサービスセンターの管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|----------------|
| 綾瀬市民スポーツセンター | 綾瀬市深谷上3丁目6番1号 |
| 本蓼川テニスコート | 綾瀬市本蓼川284番地 |
| 蓼川スポーツ広場 | 綾瀬市蓼川3丁目1448番地 |
| 早川城山多目的広場 | 綾瀬市早川城山4丁目3番1 |
| 綾瀬スポーツ公園 | 綾瀬市本蓼川345番地 |

2 指定管理者の名称及び所在地

(1) 名 称 ミズノグループ

(2) 代表者 美津濃株式会社

代表取締役 水野 明人

(3) 所在地 大阪府大阪府中央区北浜4丁目1番23号

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設等の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) | 摘 要 |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------|---------------|-----|
| 市道 270-2号線 | 寺尾本町三丁目 1410番7地先 | 寺尾本町三丁目 1414番1地先 | 105.2 | 6.0 | |

令和3年11月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) | 摘 要 |
|---------------|--------------------|---------------------|---------------|---------------|-----|
| 市道 637-2号線 | 寺尾釜田一丁目 310番7地先 | 寺尾釜田一丁目 310番22地先 | 41.0 | 4.5 | |

令和3年11月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。